

医学部（保健学科除く）における障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れについて

1. 相談体制

障害のある学生は、キャンパスライフ・健康支援センターインクルージョン支援推進室に相談・面接のうえ、「授業・試験・生活等に関する合理的配慮要望書（様式1）」を作成し、学生支援課に提出する。

2. 医学部における合理的配慮の協議

学生支援課から様式1を受理した医学学生係は、医学部長に報告し、医学部長の指示により、医学科・生命科学科教務委員会または医学部学生生活・修学相談員に配慮内容の検討を依頼する。医学科・生命科学科教務委員会または医学部学生生活・修学相談員より検討結果の報告を受けた医学部長は、配慮内容を決定する。

- ・基幹教育科目での配慮要望・内容については、基幹教育教務係と情報共有に努める。
- ・他学部所属学生の配慮要望・内容については、学生の所属学部学生係と情報共有に努める。

3. 配慮内容の通知

医学部長は「合理的配慮依頼文（様式2）」を作成する。この様式2を、医学学生係より担当教員へ送付するとともに、様式2の写しを学生支援課に送付する。また、医学部長は「合理的配慮通知文（様式3）」を作成し、医学学生係より学生へ送付する。

4. 配慮の実施

担当教員は、配慮の具体的内容について学生と建設的対話（各授業科目の教育目標や教育方法等を踏まえた協議）による相互理解を通じて、合意形成し、決定・実施する。

担当教員は、必要に応じて、学生の担任教員と連携して対応する。

担当教員は、配慮実施にあたって必要な準備等がある場合は、医学学生係、医学科・生命科学科教務委員会、医学部長と協議する。

5. 医学部のみでの対応が困難な事案の報告相談

医学部長は、障害者支援推進担当理事（学生支援課が窓口）に相談する。

障害者支援推進担当理事は、障害者支援推進専門委員会に付議して対応について検討した後、決定した配慮内容等を医学部長に通知する。

6. 不服申立

学生は、医学部長が決定した配慮内容等に不服がある場合は、障害者支援推進担当理事（学生支援課が窓口）あてに申し立てることができる。

7. その他

学生は、合理的配慮要望書を提出したにも関わらず、配慮の決定及び実施に遅延が生じている場合、又は、その他要望に対し相談事項が生じた場合は、学生支援課に相談することができる。

※ キャンパスライフ・健康支援センターインクルージョン支援推進室は、適宜、相談に応じるものとする。

医学部（保健学科除く）における障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れ

